

東京都認証保育所の 運営について



東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課



目 次

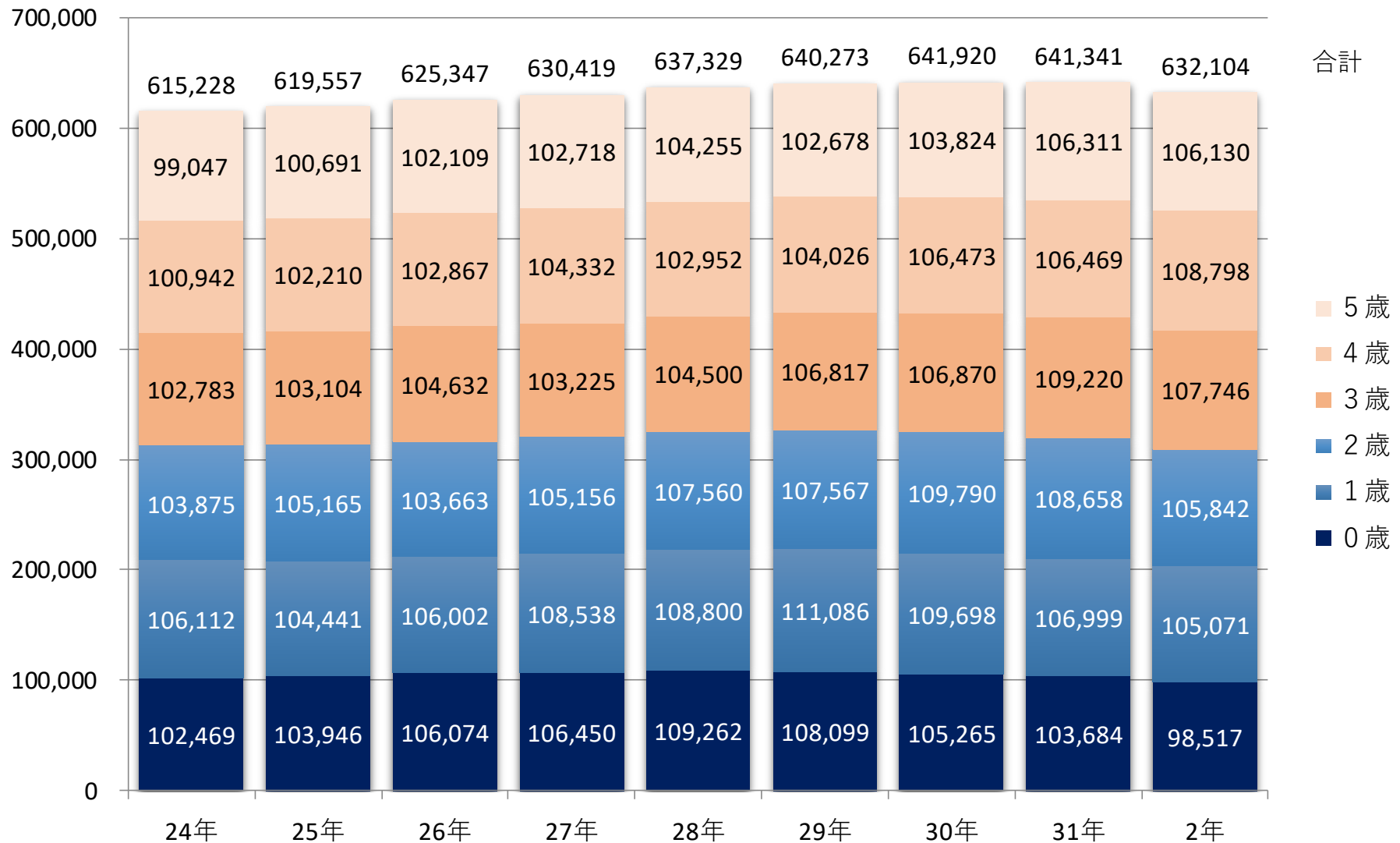
- I 東京の保育の動向と認証保育所の現状
- II 事故統計と苦情・相談等への対応
- III 重大事故の再発防止のための取組



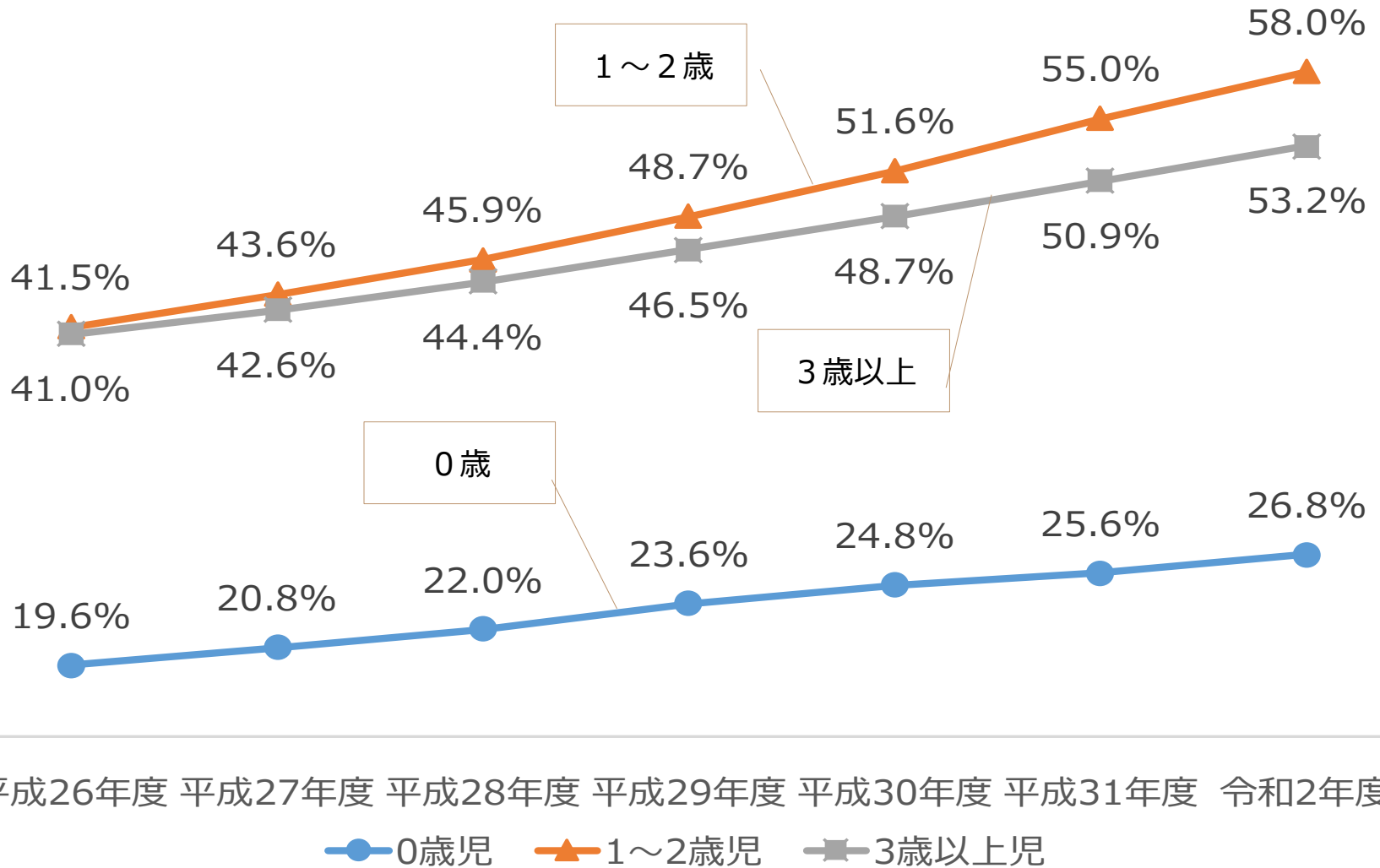
I 東京の保育の動向と認証保育所の現状



都内の就学前児童人口の推移

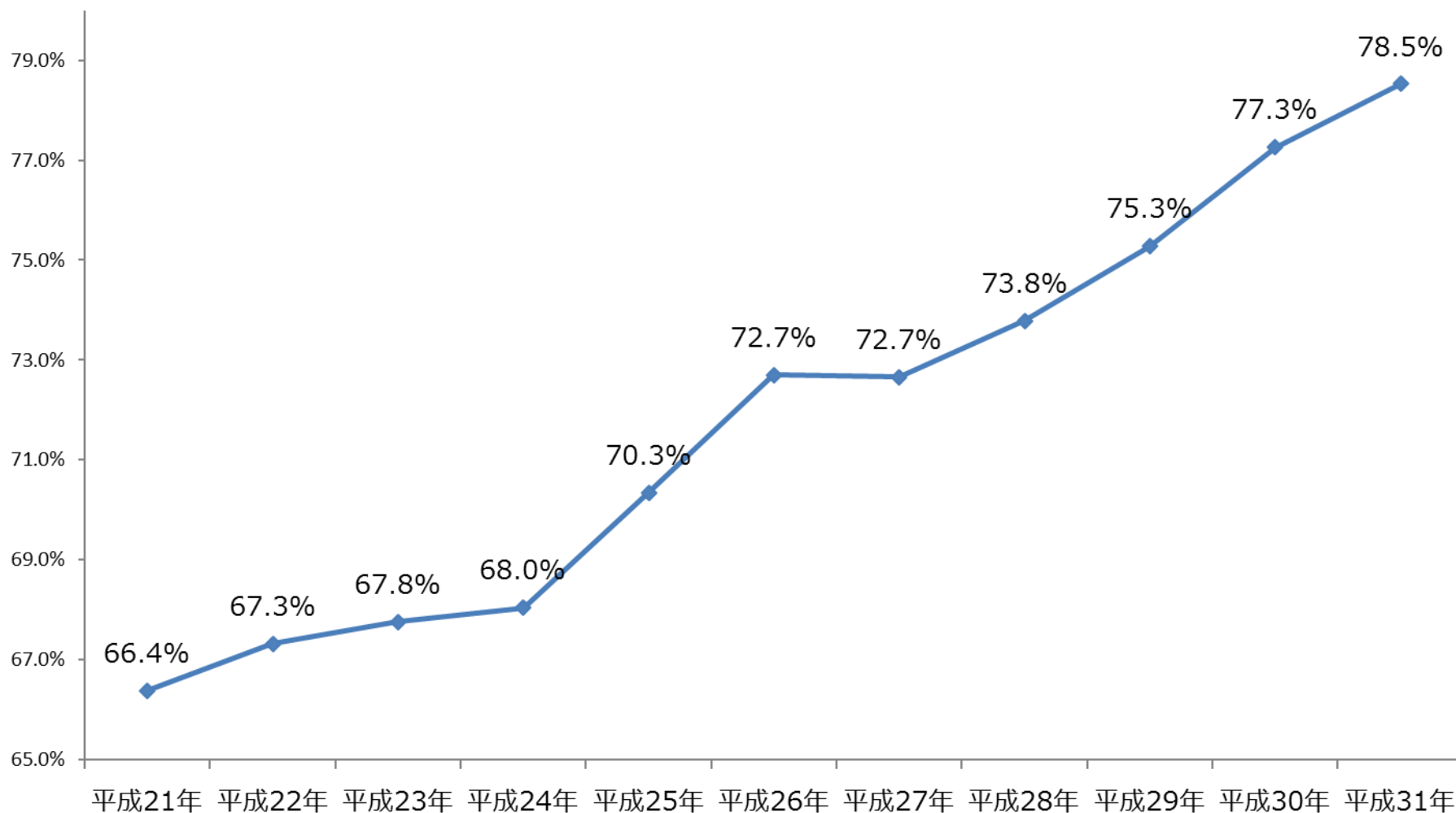


都内の保育サービス利用率





都内の女性の就業率（25歳～44歳）

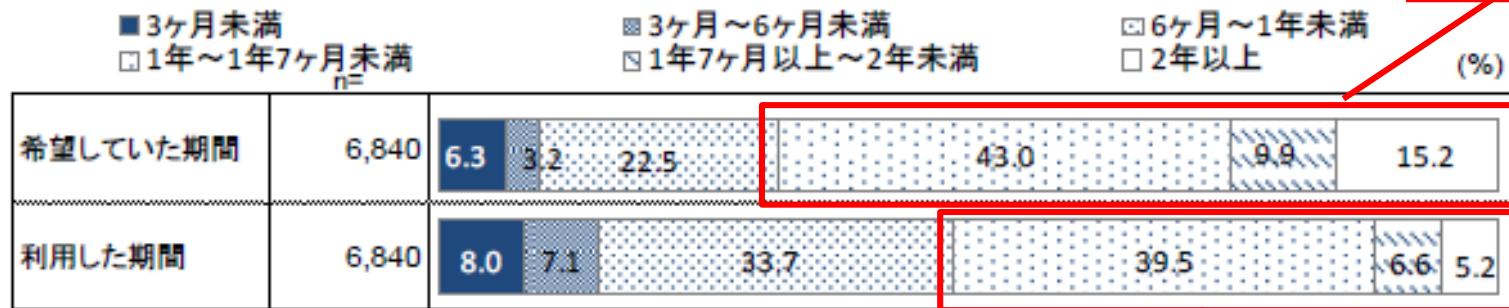


都内の育児休業取得期間（理想と現実）

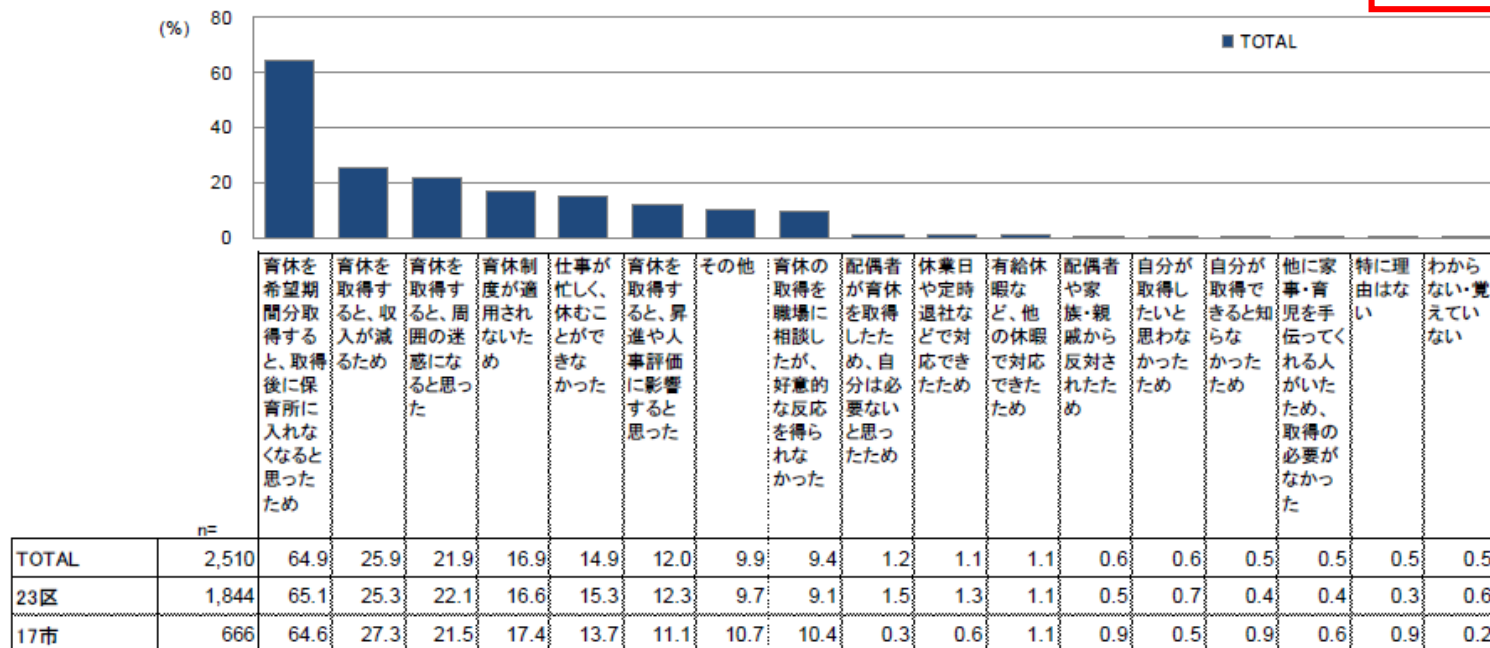
～「東京都保育ニーズ実態調査」（平成29年8月～9月実施）より～

理想：1年以上
68.1%

現実：1年以上
51.3%



<実際の取得が希望より短い理由>（複数回答）



都内の保育サービス、幼稚園利用児童（年齢別内訳）

令和2年度

区分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳以上		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
保育サービス 利用児童	26,388人	26.8%	58,178人	55.4%	64,173人	60.6%	59,626人	55.3%	112,193人	52.2%	320,558人
幼稚園利用児童	-	-	-	-	-	-	43,463人	40.3%	100,632人	46.8%	144,095人
家庭等	72,129人	73.2%	46,893人	44.6%	41,669人	39.4%	4,657人	4.3%	2,103人	0.9%	167,451人
計 (就学前児童人口)	98,517人		105,071人		105,842人		107,746人		214,928人		632,104人

※保育サービス利用児童、幼稚園利用児童は令和2年4月1日現在。就学前児童人口は令和2年1月1日現在。

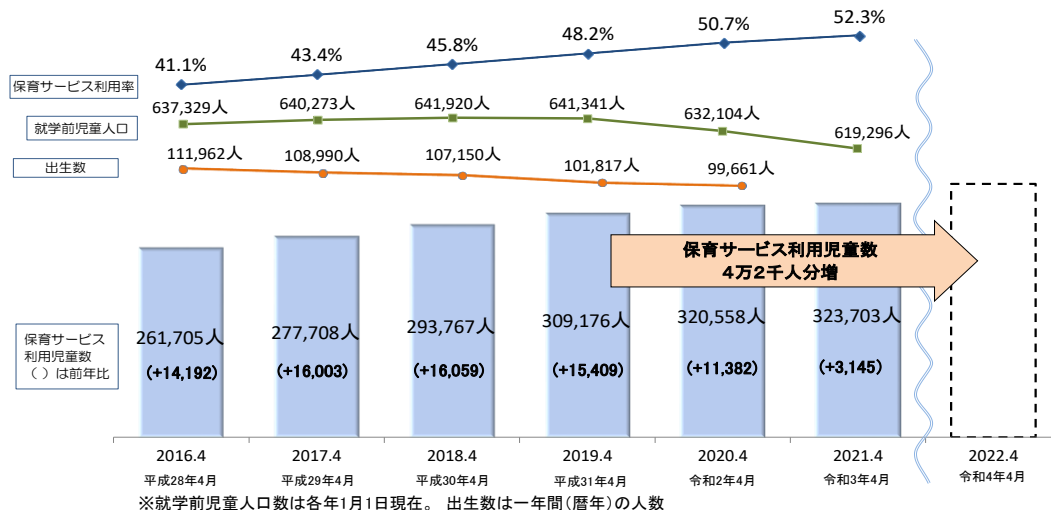
都内の保育サービスの状況

待機児童の状況と保育サービス利用児童数の推移

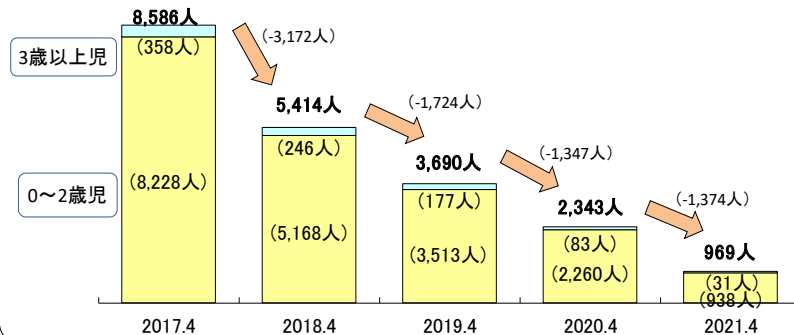
令和3年の就学前児童人口は前年より12,808人減少したが、申込児童数は1,035人増加
 保育サービス利用児童数は、前年より3,145人増加し、323,703人（利用率52.3%）
 待機児童数は、前年より1,374人減少し、969人

- <背景>○ 就学前児童人口、出生数は減少
 ○ 女性の社会進出による保育ニーズの増加（共働き世帯の割合 H24年度53.8% ⇒ H29年度61.5%）
 ○ 保育サービス利用率の増加（H28 41.1% ⇒ R3 52.3%）

<保育サービス利用児童数等推移（各年4月1日現在）>



<待機児童数推移（各年4月1日現在）>



[待機児童数別自治体数]

待機児童数	区市町村数
0人	26
1人～25人	20
26人～50人	12
51人～100人	4
101人以上	0

※ 待機児童数0人の26団体のうち、島しょが6団体

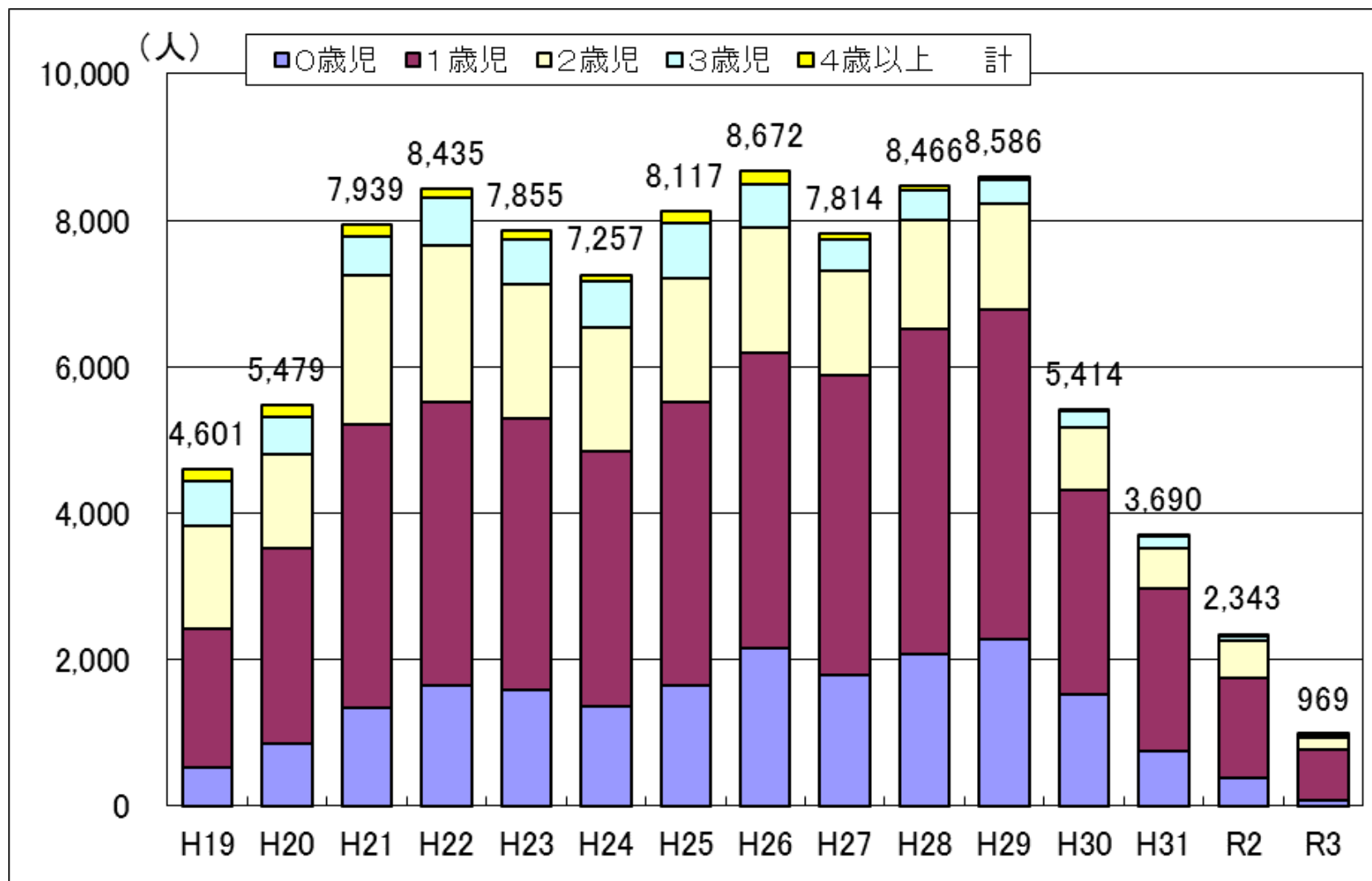
保育サービス整備状況

※各欄下段は前年比

		2019年4月	2020年4月	2021年4月
認可保育所	施設数	3,066施設 +255施設	3,325施設 +259施設	3,477施設 +152施設
	利用児童数	269,627人 +15,143人	283,014人 +13,387人	287,937人 +4,923人
認定こども園	施設数	145施設 +16施設	155施設 +10施設	162施設 +7施設
	利用児童数	6,269人 +447人	6,804人 +535人	7,758人 +954人
認証保育所	施設数	575施設 ▲35施設	537施設 ▲38施設	500施設 ▲37施設
	利用児童数	16,218人 ▲1,672人	14,734人 ▲1,484人	13,645人 ▲1,089人
小規模保育	施設数	520施設 +38施設	527施設 +7施設	530施設 +3施設
	利用児童数	7,619人 +281人	7,545人 ▲74人	7,213人 ▲332人
家庭的保育	利用児童数	1,640人 ▲29人	1,496人 ▲144人	1,279人 ▲217人
事業所内保育	利用児童数	752人 +68人	736人 ▲16人	667人 ▲69人
居宅訪問型保育	利用児童数	160人 +34人	186人 +26人	164人 ▲22人
定期利用保育	利用児童数	1,201人 ▲84人	1,077人 ▲124人	771人 ▲306人
企業主導型	利用児童数	727人 +379人	772人 +45人	745人 ▲27人
区市町村独自の家庭的保育	利用児童数	53人 ▲27人	25人 ▲28人	19人 ▲6人
区市町村独自の保育室等	利用児童数	4,910人 +869人	4,169人 ▲741人	3,505人 ▲664人
合計	利用児童数	309,176人 +15,409人	320,558人 +11,382人	323,703人 +3,145人



都内における待機児童数の推移



※各年4月1日現在

※0歳から2歳で全体の約95%を占めている



東京の保育ニーズを考える上でのポイント

○東京の合計特殊出生率は常に全国最下位にも関わらず、就学前児童は子育て世帯の転入等で増加し続けてきたが、令和元年度から減少に転じ、その減少幅も大きくなっている。

(平成12年：57万人 ⇒ 令和3年：62万人)

○女性の就業率は上昇し続けており、共働き世帯が増加している。

(女性が働く環境の整備 ⇒ 保育ニーズの増大)

○経済情勢の悪化は、保育ニーズに影響する。

(世帯収入の減少 ⇒ 夫婦共に働かなければならない状況)

○就学前児童人口は減少に転じたものの、保育サービス申込児童数は増加を続けており、今後の見通しが困難。

⇒ 様々な要因が複雑に絡み合って待機児童が発生



「東京都認証保育所」制度の概要

認証保育所とは、

大都市特有の多様な保育ニーズに対応するため「0歳児保育」「13時間以上の開所」「利用者と保育所の直接契約」等の都独自の基準を満たした認可外保育施設のこと、平成13年度に創設

根拠規定：東京都認証保育所事業実施要綱

東京都認証保育所事業実施細目

＜認証保育所の特色＞

- 保育を必要とする全ての人を対象
- 0歳児定員を必ず設定
- 低年齢児（0～2歳児）の定員を必ず5割以上設定
- 13時間以上の開所
- 利用者と保育所の直接契約
- 保育料は一定の上限の範囲内で自由に設定
- 都独自の基準を設定し、適切な保育水準を確保

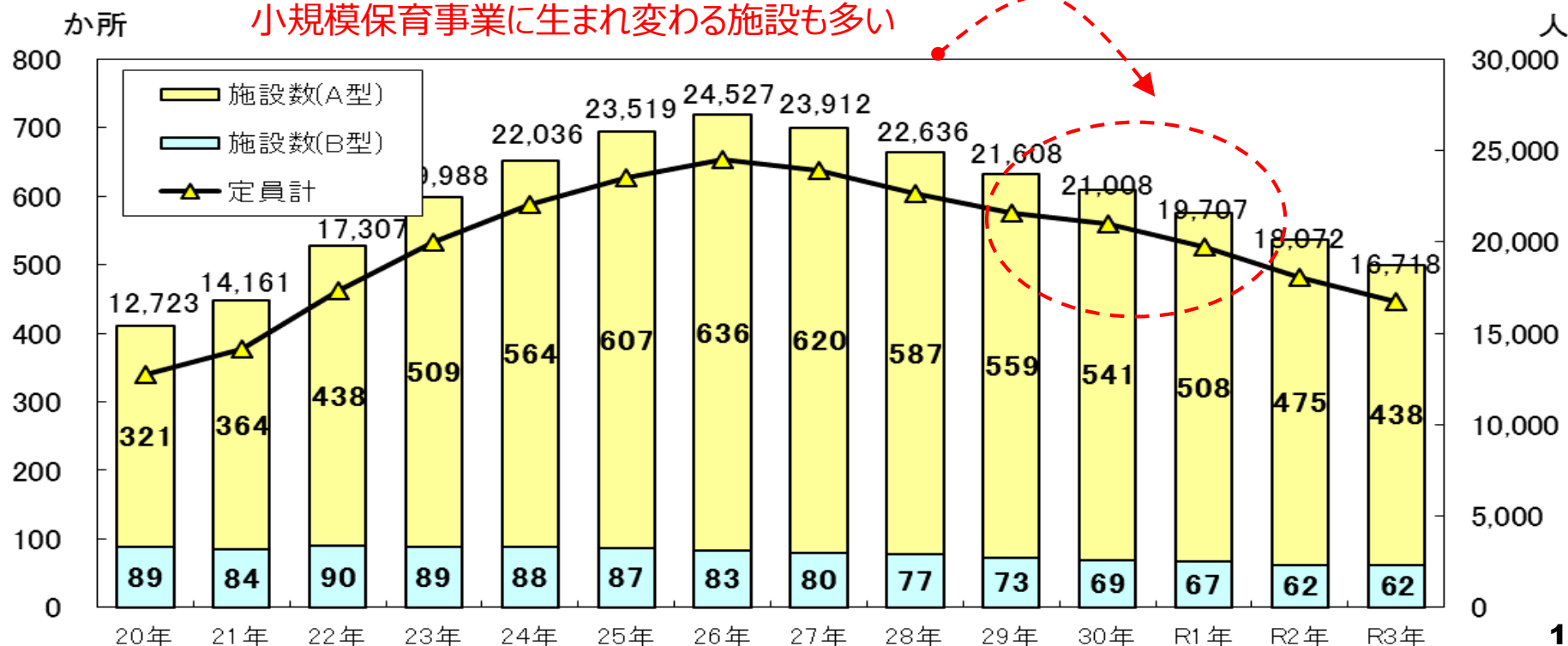
東京の多様な保育ニーズに
応えるとともに、現在
では待機児童の解消にも
大きく貢献している。



認証保育所の推移 (R3.4時点)

	施設数	定員
総数	500施設	16,718名
A型	438施設	15,413名
B型	62施設	1,305名

近年は認証保育所から、認可保育所や
小規模保育事業に生まれ変わる施設も多い





認可保育所と認証保育所の違い

区 分	認可保育所	認証保育所
1 目的 (設置根拠)	保育を必要とする乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置主体	区市町村 社会福祉法人、民間事業者等	①A型 民間事業者等 ②B型 個人等
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 対象児童	0～5歳	①A型:0～5歳 ②B型:0～2歳 ※0歳児保育を義務付け
5 規 模	20人以上	①A型:20～120人 ②B型:6～29人
6 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、 年度途中2.5㎡まで弾力化可能)	①A型:3.3㎡以上(2.5㎡まで弾力化可能) ②B型:2.5㎡以上
保育室・遊戯室 (2歳以上児室)	1人当たり1.98㎡以上	同左
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (代替遊戯場でも可)	①A型:2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (代替遊戯場でも可) ②B型:特に規定なし



区 分	認可保育所	認証保育所
7 職 員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	全て保育士 ※平成28年4月から保育士配置の特例あり	保育士以外の者も可 ただし、年齢別保育従事職員定数の6割以上は保育士（常勤職員）
配置基準	0歳児 : 3人につき1人以上 1・2歳児 : 6人につき1人以上 3歳児 : 20人につき1人以上 4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左
8 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
9 保育内容	保育所保育指針	同左
10 保育料	住民税課税額に応じた階層区分に基づき、 区市町村が定める額を区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が 設定・徴収 <上限額> 3歳未満児 : 80,000円 3歳以上児 : 77,000円 (月220時間以下の利用の場合)



認証保育所における「保育の質の向上」に向けた取組

◆ 研修事業

- 認証保育所施設長研修
- 認証保育所中堅保育士研修
- 認可外保育施設職員テーマ別研修 ※都内の全認可外保育施設を対象

◆ 指導監督

- 運営指導

「認証保育所指導監督基準」の周知徹底を図り、保育の運営に不備があれば指導する。

- 指導検査

認証保育所指導監督基準に基づき、定期的な立入調査を実施する。



Ⅱ 事故統計と苦情・相談等への対応

事故統計

出典：教育・保育施設等における事故報告集計（内閣府子ども・子育て本部報道発表資料）

※「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」
（報告期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日）

- 事故報告件数：1,586件（認定こども園、幼稚園・認可保育所等）
- 負傷等の報告は1,581件あり、そのうち1,281件が骨折によるもの
- 死亡事例は5件（0歳1名、1歳2名、4歳2名）
- 事故の発生場所は、施設内が1,441件（91%）であり、そのうち749件は施設内の室外で起きていた。

【内訳】

負傷等	死亡
1,581件 (意識不明:14件、骨折:1,281件、火傷:6件、その他:280件)	5件 (SIDS:1件、窒息:3件、その他:1件)

【年齢別】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
負傷等	11	70	161	216	349	519	255	1581
死亡	1	2	0	0	2	0	0	5
合計	12	72	161	216	351	519	255	1586

【場所別】

	園内(室内)	園内(室外)	園外	不明	合計
負傷等	687	749	145	0	1581
死亡	5	0	0	0	5
合計	692	749	145	0	1586

<事故発生の主なケース>

- 「死亡」は、睡眠中の事故が1件。食事中が2件、その他2件。
⇒睡眠に当たっては、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることや定期的に子どもの呼吸、体位、睡眠状態を点検することが重要
- 「負傷」は、遊具等から転倒、子ども同士ぶつかる、机や棚の角に体をぶつける等
⇒日々の保育において、設備の安全点検に配慮が必要（子どもの視線・動線を踏まえた環境設定等）



事故防止及び安全対策

事故情報の収集と要因分析

ヒヤリ・ハット事例の収集も

注意喚起

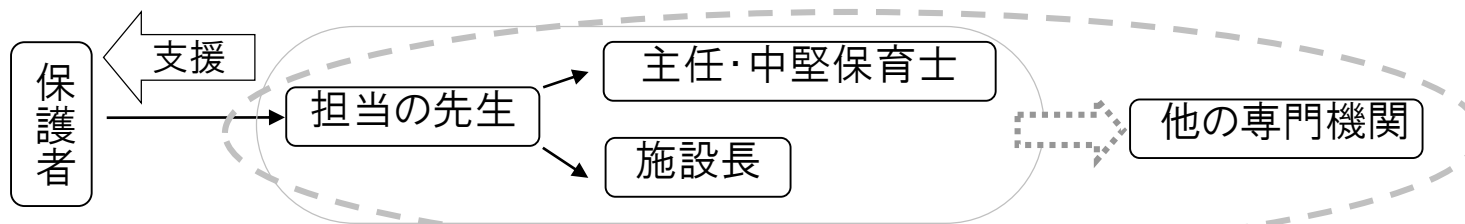
知識・情報の共有

類似の事故発生を防止するための取組実行！

【保育所の社会的責任】

苦情解決とは、保護者等からの問題提起であり、個別の問題として対応するだけでなく、それを通じて、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図っていくための材料として捉えることが重要である。苦情への総合的な対応を通じて、社会的責任を果たしていくという姿勢をもつことが求められる。

- 保育所が、苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、その内容や一連の経過と結果について書面での記録を残すなど、苦情に対応するための体制を整備することが必要。
- 保護者の様々な気掛かりなどに対して、まず「傾聴」することを基本とし、心情を捉えながら理解、共感に基づき説明、助言。保護者自身が納得や解決に至ることができるよう支援することが大切。



※保育所保育指針解説書から引用

<都に寄せられた主な苦情例> → 説明不足が原因で苦情が大きくなっているケースがほとんどである。

- 子どもが工作中に大けがをしたため、保育所になぜこのようなことが起こったのか確認をしたが、施設から事故の状況の具体的な説明がなく、担任の保育士から話を聞きたいと言っても相手にされなかった。保育士が子どもを見ていないのではないかと思い、施設に対して不信感が高まっている。
- 近隣に住んでいるが、外でプールをすることを事前に聞いておらず、子供たちの大騒ぎに驚いた。園の先生に相談したが「プールなので当然のことだ」と言われ、このようなやり取りを続けているうちに保育士とも挨拶しない関係になってしまった。保育園に反対している訳ではなく、ある程度の騒音も理解しているが、事前に十分な説明がなく、あまりに非常識ではないか。



児童虐待の防止

保育所保育指針(抜粋)

第5章 1(1)ウ

子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関(※1)と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会(※2)で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

※1 子供本人、家庭、福祉事務所、保健所、児童・主任児童委員、学校、幼稚園、保育所、児童館、学童クラブ、警察等

※2 地方公共団体によって設置される幅広い関係機関や民間団体が参加する協議会。代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の3つの会議などから構成。守秘義務を課すことで関係機関が連携し、保護を要する子供の早期発見、適切な保護を図ろうとするもの。

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第2項(略)

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。



乳幼児突然死症候群の予防①

SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。日本人の発症頻度はおおよそ出生6,000人から7,000人に1人と推定され生後2か月から6か月に多く、稀には1歳以上で発症することがある。

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっており、顔が見えるあおむけに寝かせることが重要。

平成26年度の世論調査では、乳幼児突然死症候群について、知らなかったと答えた者の割合は16.4%。（就学前の子どもがいる保護者のうち）

・内閣府大臣官房政府広報室（平成26年7月）『母子保健に関する世論調査』



乳幼児突然死症候群の予防②

平成30年7月「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」から作成

◆保育施設等における睡眠中の死亡（H27年～H29）

①睡眠中に死亡した児童 25名

年齢内訳：0歳15名、1歳9名、2歳1名（0～2歳計25名）

②入園から睡眠中の事故発生までの日数

1～7日目	4名	} 30日目までの 死亡事故44%
8～14日目	4名	
21～30日目	3名	
31～60日目	2名	
61日目以降	12名（不明3名含む）	

睡眠中の見守りの重要性

①特に低年齢児に注意

②預かり間もない児童にも注意



注意して欲しい安全管理

◆ お出かけ時の事故

- 外出の際には職員の役割分担を明確にするなど、絶対に迷子を発生させないで下さい。
- 危険な場所の確認や危険そうな場所がある場合には、あらかじめ職員同士で話し合っ
て認識を共有するとともに、お出かけの時の職員の体制などを検討しておくことで、ある程度、
危険を回避できると考えられます。

外出先で何か起きると、特に慌ててしまいがちです。緊急時に慌てず対応するために、事前に緊急連絡体制を明確にするとともに、職員一人ひとりが自主的に行動できるよう、日頃からの職員指導をお願いします。

⇒ 滋賀県大津市の事故を受けて、都では区市町村と連携し、危険個所の点検、対策を実施

◆ 緊急時の避難

- 火事や地震は、時間帯や天候を問わず発生します。
- 午前中のお散歩から帰ってきてお昼ご飯までの
落ち着かない時間帯、お迎えの時間帯、施設内がざわついているときなど、職員が忙しくして
いるときにも冷静に対応できるよう、日頃から様々な状況を想定した訓練を実施して下さい。
- 大きい子達は、訓練の時には上手に避難できても、実際に災害が発生したときには状況を
理解できる分、小さい子達よりも怖がってしまっ
て避難が難しくなる可能性もありますので、訓
練を行うときには、子供達に訓練の意味を理解してもらえるように努めてください。

転倒防止策や
落下防止策の実施、
発生時の火の元の
確認も忘れずに！！



注意して欲しい安全管理

◆ 食中毒

<食中毒予防の三原則>

その1 病原体をつけない

その2 病原体を増やさない

その3 病原体をやっつける

食中毒を起こす細菌やウイルスの中には、少ない量の菌・ウイルスで発症するものもあります。そこで、食中毒予防の三原則のうち、「その1 病原体をつけない」「その3 病原体をやっつける」の二原則を徹底することがとても大切です。

詳しくは、東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」へ
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/>

◆ 二次感染予防

平常時からの対応

【手洗い】

- 児童へ手洗い指導(石鹸と流水で15秒～30秒以上)
- 手拭きは共用タオルはダメ!

【環境整備】

- 手洗い場とトイレに石鹸を用意
- 階段の手すりや水道の蛇口等、頻繁に触れる場所を定期的に清掃・消毒

※ 必要に応じて保健所や嘱託医に相談し、技術的な助言や指示をもらいましょう。

<関連資料>

- 特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について(平成27年3月27日26福保子保第2984号)
- 保育所における感染症対策ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>
- 社会福祉施設等における感染症予防チェックリスト
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/chetukurisuto.files/chetukurisut_hukusi.pdf
- 二次感染予防ガイドブック
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/koho/kansen.files/nijikansen3.pdf>



注意して欲しい安全管理

◆ 食品による子どもの窒息事故

保育施設において誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生。

【原因となった食品】

- 菓子類(マシュマロ、ゼリー、団子など)
- 果実類(りんご、ぶどうなど)
- パン類(ホットドッグ、菓子ぱんなど)
- 肉類(焼肉、から揚げなど)

【平常時からの対応】

- 食品を小さく切り、食べやすい大きさにして、よく噛んで食べさせる
- 遊びながら、歩きながら、寝ころんだまま食品を食べさせない

<関連資料>

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-1.pdf>
- 「食品による子供の窒息事故に御注意ください！」(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf



Ⅲ 重大事故の再発防止のための取組



東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書の概要

～事業所内保育施設で午睡時にうつがせ寝で寝かされた1歳児の死亡事故から私たちが学ぶ、1歳児の保育と低年齢児に対する丁寧な保育の大切さ～

1 検証委員会の概要と検証経過

- 平成28年5月31日、第1回検証委員会を開催。
- 第1回検証委員会以降、平成29年3月にかけて、保育所の現地調査や、保護者・事業者・職員等に対する関係者ヒアリング5回、専門家へのヒアリングを3回、課題や問題点を議論する検証委員会を4回開催。
- 平成29年3月8日、委員会から検証結果・提言の報告、報告書の公表。

検証委員会メンバー（◎委員長、○副委員長）

学識 経験者	◎汐見稔幸	白梅学園大学学長 白梅学園短期大学学長
	○山本真実	東洋英和女学院大学 人間科学部准教授
医師	秋山千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長
弁護士	朝比奈和茂	弁護士
教育・ 保育関係者	柗澤章次	都社会福祉協議会保育部会長
	田代恵美子	東京都国公立幼稚園・ こども園長会会長
栄養士	堤ちはる	相模女子大学栄養科学部 健康栄養学科教授

2 検証事案の概要

- 平成28年3月11日、中央区内の事業所内保育施設で、午睡中の1歳2か月の男児が死亡した事故事案（当該児童は、午睡の途中で目覚めて泣くことがあるため、他の児童が午睡する部屋の隣室で一人だけで寝かされていた。）

3 明らかになった問題点や課題

- 乳児から2歳児までは子どもの心身の発達に極めて重要な時期。特に1歳児は、人見知りが始まる時期で、家庭での生活から集団生活への変化に大変デリケート。
 - 本事例では、本部のサポート体制や職員の専門性を向上させる体制が不十分な中で、以下のような問題点や課題が明らかとなった。
 - ① 園長を初めとして経験の少ない職員による保育所運営
 - ② 職員が担当を決めずに全園児に関わる体制
 - ③ 低年齢児に対する丁寧な保育やリスクの意識の薄さ
 - ④ 別室での寝かしつけを園方針とし、様子を把握する体制が無い
 - ⑤ SIDSや窒息のリスクに関する知識、応急処置の経験不足
- ⇒ これらの要素が重なり合って事故に至ったものと推察。



4 より良い保育の実現に向けた提言及び都の取組

検証委員会からの提言の主なポイント

【低年齢児、入所後まもない1歳児の保育】

- 低年齢児（0～2歳）は、常に特定の保育従事職員との、愛情深い関わりが重要であること。特に0歳時期を家庭で過ごした1歳児の入所後は、丁寧な保育を徹底すること。これらを保育に関わる全ての人々が認識すること。
- 国は、新入園児の慣れ保育について、早急に専門的な調査を実施してガイドラインを示し、新しい保育所保育指針に位置付けること。
- 国、都、区市町村は、低年齢児の保育に関する研修を充実すること。

【午睡時のうつぶせ寝リスクや事故発生時の訓練】

- 国は、午睡において留意すべき内容を具体的に示し、都や区市町村はそれを全保育所に周知徹底すること。
- 都は、認可外保育施設が地域の消防署などと連携して救命救急訓練が実施できるよう支援し、巡回指導により指導すること。

【事業所内保育施設】

- 都は、委託元企業の職員が保育の知識を深め、委託先である保育事業者と連携を図れるよう支援すること。企業に対して、慣れ保育の啓発をすること。

【認可外保育施設】

- 巡回指導チームの取組を充実（結果公表、事業所内保育施設の指導）すること。
- 保育の実施主体の区市町村が都と連携し積極的に関与できるようにすること。

【その他】

- 保育士養成施設は、低年齢児に対する保育内容、うつぶせ寝リスク、救命救急などの授業内容を充実させること。

今後の取組

- ◎ 検証委員会報告書の内容を、国、区市町村、保育事業者はもとより、保育に関わる全ての人に周知徹底。

【国への要望】

- ① 低年齢児及び入所後まもない1歳児の保育の重要性や新入園児の慣れ保育を、新しい保育所保育指針に位置付けること。
- ② うつぶせ寝について、留意事項を示すこと。

【都の取組】

- ① 全保育所にうつぶせ寝のリスクを周知徹底。
- ② 都が実施する研修において低年齢児保育のカリキュラムを充実。
- ③ 消防庁と連携して救命救急訓練の実施を支援。
- ④ 事業所内保育施設の委託元企業向け研修の実施。
- ⑤ 巡回指導チームが抜き打ちで午睡対応を確認。
- ⑥ 事業所内保育施設特有のチェックリストを設け、巡回指導チームで指導。
- ⑦ 保育士養成施設に対して、授業内容の充実を要望。